2　対内直接投資等に該当する上場会社等の株式への一任運用について、当該株式への一任運用の後に運用者と当該運用者の密接関係者が保有等をすることとなる議決権数を合計した議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が一〇〇分の一〇以上となるものを追加することとした。（第二条第九項関係）

3　次に掲げる事項を対内直接投資等に含まれる行為に追加することとした。

㈠　上場会社等の議決権の取得であって、当該取得の後に議決権取得者と当該議決権取得者の密接関係者（密接関係者については、第二条第四項各号に掲げるものとする。㈡及び㈣において同じ。）が保有等をすることとなる議決権数を合計した議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が一〇〇分の一〇以上となるもの。

㈡　他のものが保有する会社の議決権の行使について当該他のものを代理する権限（受任をするものが当該会社又はその役員以外のものであって、受任をするものが当該会社の経営を実質的に支配するおそれ又は当該会社の経営に重要な影響を与えるおそれのある議案に係るものに限る。㈢において同じ。）を受任することであって、非上場会社の議決権に係るもの（外国為替及び外国貿易法第二六条第一項各号に掲げるものが直接に保有する非上場会社の議決権に係るものを除く。）又は上場会社等の議決権に係るものであって当該受任の後に受任者と当該受任者の密接関係者が保有等をすることとなる議決権数を合計した議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が一〇〇分の一〇以上となるもの。

㈢　非居住者である個人が、非居住者となる以前から引き続き保有する非上場会社の議決権の行使について、代理する権限を外国投資家に委任すること。

㈣　共同して上場会社等の株主としての議決権その他の権利を行使することにつき、当該上場会社等の議決権その他の権利を有する他の非居住者である個人又は法人等の同意を得ることであって、同意取得者、同意者、当該同意取得者の密接関係者と当該同意者の密接関係者については、第二条第四項第一五号及び第一六号を除く。）が保有等をする議決権数を合計した議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が一〇〇分の一〇以上となるもの。（第二条第九項及び第一一項関係）

4　対内直接投資等に含まれる行為の追加に合わせて、届出又は報告が必要となる対内直接投資等から除くものを変更することとした。（第三条第一項関係）

5　技術導入契約の締結等をした場合に事後報告を行う期限を、締結等をした日から起算して四五日以内に変更することとした。（第六条の四関係）

6　この政令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとした。ただし、第六条の四第一項の改正規定及び附則第三条から第五条までの規定は、公布の日から施行することとした。

政　令

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年九月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉

政令第百九号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二十二条第一項、第九十条第一項ただし書、第百条の二第一項本文及び第四号、第百二条の二、第百十四条の六並びに第百二十五条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「において同じ。）」を「及び第二十七条において同じ。）並びにこれに接する加速車線及び減速車線」に改める。

第十二条第三項中「本線車道」の下に「並びにこれに接する加速車線及び減速車線」を加え、「並びに第一項及び前項」を「及び前二項」に改める。

第二十七条第一項中「（次条に規定する本線車道を除く。次項において同じ。）」を「又はこれに接する加速車線若しくは減速車線」に改め、同条第二項中「本線車道」の下に「又はこれに接する加速車線若しくは減速車線」を加える。

別表第二の一の表中「整備不良（制動装置等）」の下に「、作動状態記録装置不備」を、「大型自動二輪車等乗車方法違反」の下に「、自動運行装置使用条件違反」を加え、別表第二の備考の一の2及び3中「二の116から125まで」を「二の118から127まで」に改め、同表の備考の二の3中「127」を「129」に改め、同表の備考の二の8中「61」を「63」に、「63から115まで」を「65から117まで」に改め、同表の備考の二の50中「走行装置」の下に「、自動運行装置」を加え、同表の備考の二中128を130とし、125から127までを127から129までとし、同表の備考の二の124中「118、120及び122」を「120、122及び124」に改め、同表の備考の二中124を126とし、119から123までを121から125までとし、同表の備考の二の118中「120及び122」を「122及び124」に改め、同表の備考の二中118を120とし、57から117までを59から119までとし、56を57とし、その次に次のように加える。

58　「自動運行装置使用条件違反」とは、法第七十一条の四の二第一項の規定に違反する行為をいう。

別表第二の備考の二中55を56とし、51から54までを52から55までとし、50の次に次のように加える。

51　「作動状態記録装置不備」とは、法第六十三条の二の二第一項の規定に違反する行為をいう。

別表第六の十六の項中「安全運転義務違反」を「作動状態記録装置不備、安全運転義務違反、自動運行装置使用条件違反」に改め、同表の備考の二の14中「別表第二の備考の二の83」を「別表第二の備考の二の85」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4　この政令の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例による。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉